平成２１年（フ）第１０８８号
福岡県春日市日の出町５丁目５番地405号
破産者　野村　克彦
1　決定年月日　平成22年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６２７号
福岡市城南区神松寺２丁目18番15―201号
破産者　青山麻紀子
1　決定年月日　平成22年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９３号
金沢市山王町２丁目11番地
破産者　中島　義勝
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１６５号
金沢市無量寺２丁目85番地　サンセール203号室、従前の住所金沢市直江北１丁目187番地
破産者　田中　啓介
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１７６号
金沢市三口町金47番地１
破産者　白川千枝子
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第８２号
東京都板橋区成増５丁目15番13―405号ロアール弐番館
破産者　工藤徳二郎
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９号
北海道標津郡標津町南３条東１丁目１番21号
破産者　菊地　雄司
1　決定年月日　平成22年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２１年（フ）第３１８号
青森県八戸市湊高台７丁目17番８号
破産者　磯島　育子
1　決定年月日　平成22年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第６６号
青森県八戸市根城２丁目３番14号　ＨＥＩＭハタヤマ302号室、住民票上の住所青森県三戸郡南部町大字椛木字上羽黒１番地
破産者　日向端　司
1　決定年月日　平成22年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２０年（フ）第５６号
長野県飯田市鼎一色278番地
破産者　山口　直幸
1　決定年月日　平成22年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第７８７号
京都府京田辺市河原東久保田３番地15―109
破産者　新居　　弘
1　決定年月日　平成22年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第５７号
京都府舞鶴市字上福井964番地の４
破産者　小豆惠美子
1　決定年月日　平成22年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２１年（フ）第２２３７号
広島市中区大手町４丁目２―23　グランドポレストーネ大手町1101号、住民票上の住所広島市南区出汐１丁目14番12―1002号
破産者　野田　明宏
1　決定年月日　平成22年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７１８号
福岡市南区井尻２丁目２番42―302号
破産者　中山　義雄
1　決定年月日　平成22年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５２号
埼玉県東松山市大字石橋2239番地38
破産者　杉田　　正
1　決定年月日　平成22年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３６２号
富山市長江新町１丁目５番32号
破産者　松井　秀彦
1　決定年月日　平成22年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３６３号
富山市長江新町１丁目５番32号
破産者　松井由美子
1　決定年月日　平成22年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１０１号
長野県飯田市虎岩2101番地
破産者　森本　博之
1　決定年月日　平成22年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２０年（フ）第１００号
岐阜県高山市中山町139番地、破産手続開始時の住所岐阜県高山市大新町４丁目16番地33
破産者　田川　　茂
1　決定年月日　平成22年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２１年（フ）第３９号
長崎県五島市富江町山下291番地
破産者　片町　忠広
1　決定年月日　平成22年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所五島支部